

保医第479号  
障第296号  
平成24年5月29日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部保健医療課長  
岐阜県健康福祉部障害福祉課長

### 障害福祉サービス等に係る各種加算算定の取扱いについて（通知）

県内の障がい保健福祉施策の推進について、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件につきましては、「平成24年度報酬改定に係る各種加算算定の取扱いについて（平成24年5月22日保医第424号・障第267号）」によりお知らせしたところですが、問い合わせの多い事項につきまして、別紙のとおりQ&Aを追加いたしました。（問11以降追加。）

つきましては、事務のご参考としていただきますようお願いいたします。

なお、県障害福祉課ホームページにて、これまでに示された厚生労働省のQ&Aや関係通知等を掲載していますので、併せてご確認くださいようお願いいたします。

< 県庁障害福祉課ホームページ URL >

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/fukushi/shogai/sienhou/yousiki/tuchi.html>

所属	保健医療課 精神保健福祉係		
係長	林	担当	青山
電話	058-272-1111 内2545		
FAX	058-278-2624		
E-mail	aoyama-yoshitoyo@pref.gifu.lg.jp		
所属	障害福祉課 自立支援係		
係長	杉下	担当	長屋
電話	058-272-1111 内2616		
FAX	058-278-2643		
E-mail	nagaya-toru@pref.gifu.lg.jp		

別紙

問1 留意事項通知中、「通所サービス等利用促進事業において都道府県が認めていた基準」とあるが、具体的にはどういったものが認められるのか。

(答)

事業所と居宅間の送迎のみでなく、事業所と駅、バス停、その他集合場所と事業所との間の送迎も含む。

報酬告示上の原則は「事業所と居宅間」であるため、県としては当初、原則どおりの取扱いを行ってきたが、平成24年3月30日付けの留意事項通知やQ & A及び平成24年4月26日付けのQ & Aに基づき、当該加算の取扱いについて厚生労働省に確認を行ったところ、上記取扱いを問題なく認める旨回答があったので、県の解釈を修正するもの。

なお、当該取扱いについては、平成23年度までの「通所サービス等利用促進事業」の対象でなかった事業所についても認める旨、厚生労働省に確認済である。

問2 問1を踏まえ、平成24年4月サービス提供分の報酬請求に関しては、どのように対応したらよいか。

(答)

これまでの県及び市町村の指導により、当該加算を算定することができないとされた事業所及び事業所判断により当該加算の算定ができなかった事業所のうち、問1により加算算定が可能と判断される事業所については、平成24年4月1日からの加算の算定を認める。

この場合の4月サービス提供分の報酬請求については、遡っての請求を行うことが可能な旨、国保連合会に確認済みであるので、当連合会と調整のうえ対応願いたい。

以下は、お問い合わせの多い事項について整理しています。

問3 複数の送迎車両に分けて送迎を実施している場合の送迎回数の考え方如何。

(答)

送迎車の稼働回数と加算算定基準上の送迎回数は異なり、送迎車全部で片道1回とカウントし、各送迎車に乗車している利用者の合計数を利用者数としてカウントする。すなわち、1日あたりの送迎回数は最大でも2回となる。(送1回、迎1回)

問4 県(岐阜市)へ届け出る際の利用者数及び送迎回数はいつの時点の数を届け出ればよいのか。

(答)

月あたりの送迎計画に基づく利用者数及び送迎回数を届け出ること。すなわち、欠席者等を考慮しない最大数にて算定の有無を届け出ること。

問5 送迎実績は記録する必要があるのか。

(答)

お見込のとおり。なお、様式等は任意とするが、送迎回数や利用者数が明確に分かるようにしておくこと。

問6 県(市)へ届け出ることによって当該年度は毎月加算が算定できるのか。

(答)

届出をすれば毎月加算が算定できるという加算ではない。

届出済であることを前提とし、毎月末に当該月の送迎実績が加算算定基準を満たすか否かを確認し、基準を満たす月にのみ請求を行うこと。

なお、基準を満たさない月に請求を行った場合は、指導(返還)の対象となりうる。

問7 加算を算定する場合の届出はどの様式で行えばよいか。

(答)

県庁ホームページ上(下記 URL 参照)から下記の様式をダウンロードし、必要事項を記入したうえで県(岐阜市)へ届け出ること。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/fukushi/shogai/sienhou/yousiki/>

「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」(体制様式(届出書))

「各障害福祉サービス事業ごとの介護給付費等算定に係る体制等状況総括表」  
(体制様式(総括表))

「送迎加算に関する届出書」(体制様式(別紙6))

問8 平成24年度以降の地域区分はどのようになるのか。

(答)

別添1から3のとおり。

問9 施設入所支援における「入院・外泊時加算( )」及び「入院・外泊時加算( )」の算定方法如何。

(答) 厚生労働省に見解を確認したものです。

入院・外泊日数に応じて所定の単位数を算定する。

平成24年3月までの「入院・外泊時加算」及び「長期入院等支援加算」は廃止。

入院・外泊時加算( )については、入院又は外泊した初日から起算して、8日を限度として算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない。

入院・外泊時加算( )については、入院又は外泊している利用者に対し、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院又は外泊した初日から起算して8日を超えた日から82日を限度として算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない。(原則として、1週間に1回以上は日常生活上の支援を行う必要がある。)

「入院・外泊時加算( )」については、1ヵ月の間に複数回入院又は外泊した場合に、それぞれ8日間は算定が可能。

<例1 4月3日～4月14日と、4月20日～4月30日の期間入院した場合>

- ・4月3日 入院 ... 本体報酬を算定
- ・4月4日～4月11日(8日間) ... 入院・外泊時加算( )
- ・4月12日～4月13日(2日間) ... 入院・外泊時加算( )
- ・4月14日 退院 ... 本体報酬を算定
- ・4月20日 入院 ... 本体報酬を算定
- ・4月21日～4月28日(8日間) ... 入院・外泊時加算( )
- ・4月29日(1日間) ... 入院・外泊時加算( )
- ・4月30日 退院 ... 本体報酬を算定

「入院・外泊時加算( )」については、入院・外泊期間が複数月にまたがる場合で、期間が8日を超える場合に算定ができるのは、初日から起算して8日目までに限る。

平成24年3月までの「入院・外泊時加算」においては、各月8日までは算定が可能であった。

<例2 月をまたがる入院（4月3日～5月31日まで）をした場合>

- ・4月3日 入院 ... 本体報酬を算定
- ・4月4日～4月11日（8日間） ... 入院・外泊時加算（ ）
- ・4月12日～5月30日（49日間） ... 入院・外泊時加算（ ）
- ・5月31日 退院 ... 本体報酬を算定

問10 施設入所支援における「重度障害者支援加算（ ）」の算定方法如何。

（答）

当該加算の算定については、「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（平成24年4月26日付け厚生労働省事務連絡）」の問54において、「これまで、例えば重度障害者が3人の場合、1.5人（0.5人×3）の加配が必要であるとし、これに満たない場合は、1人も算定できないとの取扱いとしてきたところであるが、今般、行動関連項目の合計点数を15点以上から8点以上としたことに伴い、施設内においてより柔軟な職員配置ができるよう、重度障害者それぞれで重度障害者支援加算（ ）の算定を行うか行わないかを選択できるものとする。」という取扱いが示されたところである。

問11 施設入所支援における「重度障害者支援加算（ ）」に対する700単位の加算の算定方法如何。

（答）

重度障害者支援加算（ ）については、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができることとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、入所の初期段階において、環境の変化等に適應するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。

問12 多機能型事業所における定員区分の算定方法如何。

（答）

多機能型や複数のサービス提供単位で事業を実施している場合、本体報酬については全てのサービスの定員を合算した定員により算定する。

加算については、各サービスごとの定員により算定する。なお、具体的には以下の加算が対象となる。

- ・生活介護 「人員配置体制加算」
- ・就労継続支援 A 型 「重度者支援体制加算」
- ・就労継続支援 B 型 「重度者支援体制加算」  
「目標工賃達成指導員配置加算」

<例 生活介護（定員 10 名）と就労継続支援 B 型（定員 15 名）の多機能事業所>

- ・本体報酬区分は「定員 21 人以上 40 人以下」。
- ・生活介護における人員配置体制加算の定員区分は「定員 20 名以下」。
- ・就労継続支援 B 型の目標工賃達成指導員配置加算の定員区分は「定員 20 名以下」。